

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当所が立地する市街地地域において 1,000 年に 1 回程度の規模の洪水では 3～5 メートルの浸水が予想される。この地域には商業、サービス事業者が多く立地している。また、市内を東西に横切る一級河川芦田川沿いは、5～10 メートルの浸水が予想され、この地域には様々な製造業が立地している。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、多くの製造業が立地している本山工業団地、鶯飼工業団地に繋がる幹線道路でがけ崩れ、土石流が生じる恐れがあるエリアとなっている。

(地震：J - SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、当所の立地場所は、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 15.3%以上の確率で発生するとされている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

当所管内の事業所数は 2,041 者で、内訳はサービス業 593 事業所、次いで卸・小売業 502 事業所、製造業は 425 事業所で第 3 位であるが、平成 28 年時点の従業員数ベースでは、全体の 41%にあたる 7,304 人が製造業に従事し、「ものづくり」に特化したまちである。

事業所数は減少傾向にあり、管内の小規模事業所数も平成 24 年度 1,711 者から令和元年は 1,490 者と 7 年間で 12.9%減少している（経済センサス基礎調査）。

産業／年度	H21 年度		H24 年度		H28 年度	
	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数
総数	2,396	20,932	2,182	18,033	2,041	17,641
1.製造業	485	8,232	467	7,895	425	7,304
2.サービス業	709	3,837	637	2,829	593	2,847
3.卸売・小売業	617	3,328	552	3,060	502	2,751
4.不動産・物品賃貸ほか	149	339	144	321	143	261
5.建設業	148	839	136	774	122	687
6.医療・福祉	123	2,218	111	1,764	129	2,530
7.その他	163	2,139	135	1,390	127	1,261

(経済センサスより)

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

・地域防災計画の策定

平成 16 年度に府中市地域防災計画を策定。

毎年、法律の改正や関係機関の運用変更などに伴う修正等を実施。令和元年には平成 30 年 7 月

豪雨災害における検証結果等を踏まえた修正を実施。

・ 訓練の実施

市民の避難に対する意識付けを図ることによる地域防災力の向上を図るため、令和元年 5 月に全市民を対象とした市民避難訓練を実施。また市職員の災害対応能力の強化を目的に図上訓練等を定期的の実施。

・ 災害協定の締結

県内市町村との災害時の相互応援協定や、民間事業所との応援協定を締結。

・ 地域防災リーダーの養成

地域で災害に備えた防災訓練や防災に関する啓発等の中心的な役割を担う防災リーダー104名を認定。(令和 3 年 10 月現在) また防災リーダーのスキルアップを図ることを目的に研修を実施。

・ 自主防災組織の組織化及び活性化

自主防災組織の組織率 97% (令和 3 年 1 月現在)。

自主防災組織の育成強化と地域防災力の向上を図ることを目的として、自主防災組織が行う防災活動に対し助成金を交付。

(府中市自主防災組織活動助成金実績)

	助成組織数	助成金
令和元年度	30 組織	1,745,000 円
令和 2 年度	31 組織	1,739,000 円

・ 防災備蓄品の整備

飲料水や食糧、毛布、段ボールベッドなどを整備し、当市が開設する避難場所に分散備蓄を実施。

2) 当所の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 事業者BCP策定セミナーの開催
- ・ 事業者BCP計画の策定支援
- ・ 広島県中小企業共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

## II 課題

平成 30 年 7 月豪雨災害時においては、当所には、どの地域が被災しているか情報が入らず管内小規模事業者の状況把握が困難であった。当所の現状は、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。さらには、小規模事業者のリスク管理をするための、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、平成 30 年 7 月豪雨災害、令和 2 年 1 月からの新型コロナウイルス感染症拡大においては、被災した場合の早期復旧のための対応策、感染症が発生した場合の事業継続のための対応策ができていない小規模事業者が多く、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組める体制の整備が課題となった。管内の小規模事業者においては、経営計画を検討していく上で、防災・減災対策の優先順位は必ずしも高くなく、また事業者 BCP を作成していく上で必要となる災害リスクの把握も十分ではない。さらに、今般の新型ウイルス感染症に見られるように、未知の感染症の流行時にどのように 対処すればよいのか、そのためには平時からどのように準備

しておくべきかをまとめておくことも必要になっている。

加えて、当所と府中市とで管内小規模事業者の状況について共有したうえで支援策を講じるため、当所と府中市の連携が必要である。

### Ⅲ 目標

- ・管内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・当所は、発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また管内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・当所は発災後、事業者が円滑に事業を復旧できるように事業者BCPの作成支援を行う。

#### 【成果目標】

単位：件

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援対象事業者数	4	4	4	4	4
BCP・事業継続力強化計画等策定	2	2	2	2	2

#### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年6月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所は、必要に応じて、府中市と連携して以下の事業を実施する。

##### < 1. 事前の対策 >

・平成30年7月豪雨災害、令和2年1月からの新型コロナウイルス感染症拡大においては、被災時や被災した場合の早期復旧の対応策、感染症が発生した場合の事業継続のための対応策ができていない小規模事業者が多く、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・当所は巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・当所会報や市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・当所は、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・当所は、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・当所は、新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況

も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

・当所は、新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。

・当所は事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 当所自身の事業継続計画の作成

・当所が被災した際も直ちに地域の小規模事業者の支援が行えるよう、令和3年度に事業継続計画を作成する（別添のとおり）。

#### 3) 関係団体等との連携

・当所は、広島県中小企業共済協同組合や損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。

・当所は、感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施する。

・当所は、関係機関への普及啓発ポスター掲示、セミナーの共催等を依頼する。

#### 4) フォローアップ

・当所は、小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認と継続支援を行う。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

・当所は、自然災害が発生したと仮定し、当市との連携ルートの確認等を行う。

### < 2. 発災後の対策 >

・平成30年7月豪雨災害時においては、どの地域が被災しているか情報が入らず管内小規模事業者の状況把握が困難であった。復旧に向けての支援を行うためにも当所と府中市が連携し状況を把握することが必要である。

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、当所は下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

・当所は、発災後24時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した当所職員の安否確認や業務従事の可否、管内の大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。）

・国内感染者発生後には、当所職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

#### 2) 応急対策の方針決定

・当所と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

・被災の状況が当所職員自身の目視で命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身のみが安全確保をし、警報解除後に出勤する。

・当所職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

・事業者の大まかな被害状況を確認し、10日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

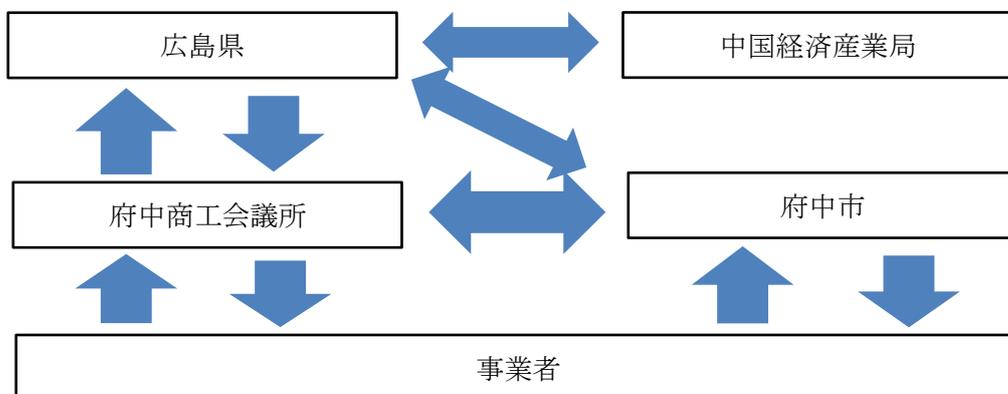
- ・ 本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回共有する
1ヶ月以降	2週間に1回共有する

- ・ 感染症の場合、当市で取りまとめた「府中市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、当所と当市で必要な情報の把握と発信を行う。また、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 平成30年7月豪雨災害においては、どのように対応するかルールが定まっていなかったため、自然災害等発生時に、管内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 当所は、二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当所と当市が共有した情報を、県の商工担当部署へ報告する。（メールまたはFAX）
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を県の指定する方法で当所又は当市より県へ報告する。
- ・ 下図の流れで情報共有又は報告を行う。



< 4. 応急対策時の管内小規模事業者に対する支援 >

- ・当所は、相談窓口の開設方法について、府中市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・当所は、安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・当所は、管内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・当所は、応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市等の施策）について、管内小規模事業者等へ周知する。
- ・当所は、感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした相談窓口の開設等を行う。また、当市は事業者を対象とした支援策を講じる。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・当所は、府中市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・当所は、被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や市、日本商工会議所等に相談する。
- ・国、広島県、府中市の支援策が講じられた場合は、対象事業者に対して速やかに情報を提供するとともに、活用を支援する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制		
(令和4年1月現在)		
(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">府中商工会議所 (担当: 振興課)</div>	<div style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">連携 連絡調整</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">府中市 (担当: 商工労働課)</div>
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制		
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 石田 博之 (連絡先は後述(3)①参照)		
②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う		
・本計画の具体的な取組の企画や実行		
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)		
(3) 商工会議所、関係市町連絡先		
①商工会議所 府中商工会議所 振興課 〒726-0003 広島県府中市元町445-1 TEL:0847-45-8200 / FAX:0847-45-5110 E-mail:soudan@fuchucci.or.jp		
②関係市町 府中市 経済観光部 商工労働課 〒726-8601 広島県府中市府川町315 TEL:0847-43-7248 / FAX:0847-46-1535 E-mail:shoko@city.fuchu.hiroshima.jp		

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	290	290	290	290	290
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
パンフ、チラシ作成費	10	10	10	10	10
・チラシ郵送代	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、広島県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(該当なし)
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等